

令和7年12月25日

第30回村上市農業委員会会議録

第30回村上市農業委員会総会を令和7年12月25日午後3時00分村上農村環境改善センター大集会室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山章	2番	大野章
3番	菅原隆雄	4番	高橋大亮
5番	遠山和孝	6番	遠藤俊樹
7番	斎藤博	9番	阿部正一
10番	佐藤昌夫	13番	島田幸男
14番	田村昭一	15番	佐藤裕介
16番	加藤孝平	17番	佐藤健吉
18番	大倉毅	19番	富樫与志栄
20番	富樫あゆみ		

2. 欠席委員は次のとおりである。

8番	稲葉浩之	11番	板垣栄一
12番	船山寛		

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 事業計画変更承認申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について
その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋
事務局次長	中村
事務局副参事	園部

高橋局長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第30回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は3名です。議席番号8番、稲葉浩之委員、議席番号11番、板垣栄一委員、議席番号12番、船山寛委員。よって、本日の出席委員は17名であり、在任委員の過半数の出席がありますので、本日の総会は成立いたします。

また、本日は農地利用最適化推進委員との合同会議です。推進委員の方々にもご出席をいただいております。本日の欠席の推進委員は4名です。議席番号2番、鈴木雅之委員、議席番号4番、東海林善雄委員、議席番号6番、本間賢二委員、議席番号8番、江端善文委員から欠席の連絡をいただいております。よって、農地利用最適化推進委員の出席は15名です。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。恒例により議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第30回村上市農業委員会総会議事録署名委員には議席番号2番、大野委員、議席番号3番、菅原委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

それでは最初に、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局から報告願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

番号1、申請人、〇〇〇〇、土地は、1筆、1,127平米。申請事由としましては、申請地は30年以上耕作しておらず、現在は雑種地化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、申請人、〇〇〇〇、土地は、2筆、1,534平米。申請事由としましては、申請地は50年以上耕作しておらず、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

(位置説明省略)

報告は以上です。

石山会長

ただいまの報告についてご質問等があれば伺いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、報告については以上といたします。

日程5の議題。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局、説明願います。

園部副参事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして説明します。

今月は、使用貸借の設定が1件、賃貸借の設定が5件、売買が6件、合わせて12件です。

番号1番から使用貸借による権利の設定です。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積510平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、期間は5年間、改良区費は貸人負担です。

続きまして、2番からは賃借権の設定です。番号2番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積6,019平米、契約の種別、賃借権の設定、期間は1年間、改良区費は借人負担です。

以降、番号6番までが賃借権の設定です。

続きまして、番号7番からは売買案件となります。番号7番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積87平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号8番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積合計4,229平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号9番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積988平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号10番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積56平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号11番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積2,101平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号12番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田8筆、畑1筆、地積合計15,864平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇

円です。

こちらの11番と12番の件について内容を説明いたします。〇〇〇〇さんの12番の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇さんは現在東京都内の会社に勤務しています。趣味の虫の採取等で神林地区を訪れた際に〇〇〇〇集落の農家の方と知り合い、親睦を深めて、家族全員で同集落に来ることが多くなったということでした。そうした中で、ご本人の就農意欲が高まり、来年春には〇〇〇〇集落へ移住し、農業に従事する予定です。そこで、〇〇〇〇さんから農地を購入し、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇集落内の中古住宅を今年購入して、来年以降こちらに引っ越してくるということです。これまで農業経験はないということで、〇〇〇〇集落営農組合の方々が教えながらやっていきたいということでした。来年、再来年後には自己資金により、トラクターや田植機、コンバイン等を購入する予定です。

続きまして、11番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの件ですが、こちらのほうも本来であれば〇〇〇〇さんが購入する予定でしたが、昨年の8月にその土地の隣接者の〇〇〇〇さんが、除草剤を散布した際にそちらの申請地のほ場に薬剤が飛散し、稲が枯死する事案が発生しました。そのことから、〇〇〇〇さんが責任を取って購入することになったものです。

内容につきましては以上です。

(位置説明省略)

以上で場所の説明を終わります。

説明いたしました12件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

今ほど説明のあった議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

6番、遠藤委員。

遠藤俊樹委員

遠藤です。10番の〇〇〇の議案ですけど、面積が56平米になっていますね。56平米〇〇〇〇円でいいんですか。お願いします。

石山会長

事務局、答弁。

園部副参事

そうです。今回の場所が56平米ということで、双方協議の話合いのなかで、最初〇〇〇〇円として話し合っていたが、場所の関係も含めて〇〇〇〇円が妥当だということで、話し合った結果のようです。

以上でございます。

石山会長

遠藤委員、よろしいですか。

遠藤俊樹委員

はい、いいです。

石山会長

ほかにあれでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 事業計画変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第2号 事業計画変更承認申請について説明いたします。

番号1、当初計画者、〇〇〇〇、土地は、3筆、355平米、移転内容としましては期間の延長です。変更目的、内容ですが、申請地は令和4年8月26日付村農委第1022号により農地法5条の許可を得ましたが、その後、令和6年9月、令和7年3月に工事期間の延長に伴い、事業計画変更承認申請を行っております。このたび、再度工事期間が延長となったことから転用期間を変更するものです。転用期間、変更前、令和4年8月26日から令和7年12月26日、変更後が令和4年8月26日から令和8年3月10日となります。

(位置説明省略)

説明は以上です。

石山会長

それでは、事業計画変更に伴う現地調査を実施していただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

推進委員14番、河面委員。

河面和芳推進委員

山北地区では12月11日に議案第2号、番号1の事業計画変更申請に関わる現地調査を行いましたので、報告いたします。

今回の申請は、今年の3月に変更申請の届出があった件でしたので、今回は私と中村次長2人

で現地確認を行いました。午前10時に現地にて〇〇〇〇担当者より変更理由の説明を受け、3月からの進捗状況を確認いたしました。当初の転用計画は、令和4年8月26日から令和6年9月30日までの予定でしたが、高速道路のトンネル工事の工期延長が重なり、令和6年9月、令和7年3月に事業計画変更の申請をし、転用期間を今月の26日まで延長しています。しかし、資材の撤去はできたものの、天候不順等により農地への復旧が間に合わないため、令和8年3月10日まで延期したいとのことでした。なお、申請地は、近隣住民はもちろん地権者との合意も取れており、使用状況も計画どおりで、申請内容に相違ないことを確認いたしました。当日は、私と中村次長の2人でしたが、山北地区農業委員3名、推進委員1名との電話での話により、山北地区では許可すべきものと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

それでは、議案第2号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第2号については承認ということに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明願います。

中村次長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、同じく〇〇〇〇、土地につきましては1筆、898平米、転用目的は農業用施設建設敷地、格納庫と資材置場です。契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。農地区分は第1種農地、備考としましては、申請書は〇〇地区を中心に稲作経営を行っているが、既存施設が手狭になってきたことから、新たに格納庫及び資材置場を設ける必要になったため、転用申請するものです。なお、申請地は10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地です。軽量鉄骨平家建て1棟、建築面積61.6平米です。

(位置説明省略)

説明は以上です。

石山会長

それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

す。

4番、高橋委員。

高橋大亮委員

4番、高橋です。このたび申請のありました議案第3号、番号1の農地法第5条の許可申請につきまして、12月10日に調査を実施しましたので、報告します。

当日は、午前9時に荒川支所において農業委員2名、推進委員2名が出席し、事務局より申請内容について説明を受けた後、現地へ移動しました。現地では、代理人の〇〇〇〇氏立会いの下、現地調査を実施しました。申請者は、〇〇地区を中心に約11ヘクタールの稲作経営をしておりますが、このたび既存の施設が手狭になったことから、新たに農業用格納庫と資材置場を設けるために転用申請するものです。施設には給水施設等の設備はなく、雨水排水につきましては周囲の側溝へ接続するとのことでした。また、盛土の計画もないことから、周囲の農地への土砂の流出もないことを確認しました。以上から、荒川地域としては許可すべきものとの意見がありました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

石山会長

それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

これもないようでありますので、許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付につきまして、説明いたします。今月は、使用貸借の設定が2件、売買が3件、合わせて5件です。

それでは、番号1番から使用貸借の設定です。番号1番、出し手、〇〇〇〇、受け手、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積5,074平米、利用権等の種別、使用貸借による権利の設定、期間は17年間、改良区費は貸人負担です。

以降、2番までが使用貸借の設定です。

続きまして、番号3番からは売買案件です。番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、

土地の表示、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積1,139平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、売買価格、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積2,912平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、売買価格、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号5番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇ほか2筆、地籍、田3筆、地積合計2,204平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、売買価格〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

(位置説明省略)

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、ただいまの案件については、私が農林公社理事のため議事に参与できませんので、議長を佐藤健吉委員に交代し、退席させていただきます。

(1番 石山 章君退席)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、会長に代わりまして私のほうで進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について、今の議案になっているのが、番号1番から番号5番までです。

それでは、審議に入ります。質疑等ございましたらお願いしますが。

(発言する者なし)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、1番から5番までご意見、ご質問ございませんね。

(発言する者なし)

佐藤委員(農地調整部会長)

しばらくして意見はないようですので、質問もないようですので、番号1番から番号5番まで利用権の設定は適当であるとして意見書を交付してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

佐藤委員(農地調整部会長)

異議なしとの声がありますので、意見なしと認めまして、番号1番から番号5番まで承認し、利用権の設定は適当であるとして意見書を交付します。

(1番 石山 章君着席)

佐藤委員(農地調整部会長)

会長、番号1番から番号5番まで利用権の設定は適当であるとして意見書を交付することといたしました。

石山会長

それでは、議事は以上になりますが、皆様方から何かあれば伺いますが。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、その他について事務局、何かありますか。

(発言する者なし)

石山会長

それでは、議事は以上となります。

暫時休憩、45分までこの時計で10分間休憩いたします。

休憩 午後3時30分～午後3時45分

・協議、連絡事項ほか

時に午後4時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和7年12月25日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員

委 員